

研究資料 刑事手続における視覚障害者の権利保障

第1部 刑事手続と視覚障害——問題の提起——

甲南大学特別客員教授、弁護士 渡辺 顕修（*ペンネーム 渡辺修）

*本「研究資料」は、「公益財団法人日弁連法務研究財団」の助成を受けた「刑事手続における視覚障がい者の権利保障に関する実態調査：ノーマライゼーションの実現に向けて」と題する研究（課題番号157号。期間：2021年2月1日～2024年1月31日。代表・渡辺顕修）の成果をまとめたものである。

1 20世紀末に起きた国内最大規模のテロ・オウム真理教事件については、21世紀にかけて関連する刑事裁判が東京地裁・高裁を中心に各地で継続し、それらが終了した後、2018年7月末頃までに、麻原彰晃元教団代表を含む元幹部13人の死刑が執行されて歴史の幕を閉じている。

しかし、実は、この裁判は、21世紀に入り裁判員裁判にも引き継がれるべき未解決の問題も提起した。

というのも、オウム真理教の裁判がまだ続く中、我が国では、市民が裁判員として刑事裁判に参加する新しい制度が導入される。

これに関連して、朝日新聞2009年8月4日付け記事、「(裁判員法廷@東京) わかる審理へ転換／殺意の濃淡、視覚で検証／裁判員裁判スタート」(朝刊・31頁)は、「裁判員が裁判官とともに入廷した瞬間、新しい刑事裁判の歴史が始まった」と制度開始を高らかに宣言して、ある殺人事件の公判の様子を紹介する。

「A 被告(72)は5月、斜め向かいに住む整体師 K・

C = 本名・B・H 子 = さん(当時66)と口論になった末、自宅からサバイバルナイフを持ち出して K さんを殺害したとして殺人罪に問われた。

一つ目の争点は、『殺意の濃淡』だ。

殺意の強さを立証しようとする検察側は、被害者が左胸や背中を5回以上刺されていたと強調した。裁判員の精神的負担を避けるため、傷口の状況などはコンピューター・グラフィックスを用いたが、『結果を知る上で重要です』と述べ、あえて4枚の遺体の写真を裁判員用の小型モニターに映し出した。

いわゆる「調書裁判」を変えて、公判中心主義を徹底する、というのが裁判員裁判の目指す公判のあり方であったが、写真・動画などを公判で証拠として取調べをするとき、ここに大きな問題が残る。

「視覚障害者」の参加保障である。

2 実は、このテーマは、本来、麻原彰晃元教団代表の刑事裁判を通じて、本格的に取り上げられるべきものであった。というのも、麻原彰晃元教団代表には視覚障害があったからだ¹⁾。

同氏に関する一連の事件の第1回公判は、1996年4月24日に予定されていた。これに先立ち、朝日新聞1996年4月22日は、「目が不自由な麻原被告の関係調書、録音テープに／弁護団が申し入れ」と題して、次のような興味深い記事を掲載した(同日・夕刊・15頁)。

「24日に東京地裁で初公判が開かれるオウム真理教の前代表、麻原彰晃被告(41)の目が不自由なこ

1) この点について、下記参照。麻原国選弁護団「視覚障害を有する刑事被告人の権利保障」季刊刑事弁護12号(1997年)51頁。

とから、国選弁護団は証拠となる調書類を録音したテープの差し入れを認めるよう、東京地検の事件担当検事を介して、矯正当局に申し入れた。証拠や犯罪事実を麻原被告が正確に理解し、『防御権』が担保されるためには不可欠、との主張だ。地下鉄サリンなど起訴されている17事件の関係調書は膨大。当局側はまだ明確に回答していないが、応じれば、麻原被告の拘置生活の大半は、録音テープを聞くことに費やされそうだ。

国選弁護団によると、初公判を前に開示された書証類については、現在、弁護人がほぼ連日東京拘置所を訪れて接見し、必要な部分を麻原被告に読み聞かせている。しかし、開示されたものだけでも、12人の弁護団が手分けしないと読み切れないほど多く、とてもすべてを伝えきれない。反復して聞かないと理解しにくい部分もあり、麻原被告自身、『録音テープを入れていただかないと困る』とこぼしているという。

また、弁護側は公判で、検察側が申請する証拠の多くについて『不同意』とする方針とみられる。その場合、検察側は共犯の教団幹部ら多数の証人を法廷に呼んで、犯罪事実を立証しなければならない。

麻原被告は法廷でそれぞれの証言を聞けるが、弁護側は、証言を正確に理解し、自身の意見をまとめるには反復して聞いて吟味することが必要とみて、法廷証言などについても録音テープの差し入れが欠かせない、としている。

こうした要望に対し、関係当局内部では『録音内容が調書の中身だけであれば問題はないが、それをどのようにチェックしていくのかなど、検討すべきことがまだある』との慎重論や、『テープをチェッ

クする手間は大変な労力。弁護側が要点を説明すれば足りる』と反発する声もある。当の法務省矯正局では『東京拘置所のほうで、具体的な問題点などを検討している』と話している。……』

3 実際にも公判廷では、1996年9月5日の第7回公判において、弁護人から概要として、証人尋問調書について裁判所で録音封印し被告人に差し入れることを申し入れたようである。

これを受けて、同9月19日の第8回公判では、裁判長は、概要として次のように述べたようである。

“被告人に視覚障害があること、起訴事実が多数で、内容複雑であることなど特段の事情があるので、共謀関係の証人については被告人に証言の録音体を聴取させ、その他の証人についても、裁判所が必要と認めるとき、録音体の聴取を認める。”²⁾

但し、その後元教団代表は、公判廷には出席していたものの、一種の瞑想状態に陥り、上記のような訴訟準備がどのように活かされたのか検証はなされなかった模様である。

4 裁判員裁判が導入される前後を通じ、裁判員に視覚障害ある場合にどのような配慮が必要か、各地で検討がなされた模様もマスコミでよく取り上げられた。

(1) 「障害者『義務果たしたい』／法曹三者の協力不可欠 奈良地裁／奈良県」(朝日新聞2010/03/09・朝刊26頁)は「手話ができない聴覚障害者には地裁は要約筆記者を手配する予定だが、依頼先はまだ決まっていないという。一方、視覚障害者の裁判員には、地裁は点字で印刷できる『点字

2) 東京読売新聞(1996/09/17、朝刊31頁)は、「主要な証人尋問のテープ／松本被告に差し入れ認める／オウム裁判で東京地裁方針」と題して、次の様に紹介する。

「オウム真理教の麻原彰晃こと松本智津夫被告(41)の裁判で、東京地裁は十六日までに、今後の主要な証人尋問のやりとりをテープに録音し、松本被告に差し入れることを認める方針を固め、弁護団側に伝えた。視覚障害者である松本被告の防御権に配慮した措置と見られる。

録音テープの差し入れは、教団関係者の証人尋問のうち、松本被告との共謀に関する証言などを中心に行われる。差し入れの必要性は、証言を聞いた裁判官がその都度、判断する。録音は同地裁が行い、東京拘置所を通じて松本被告に差し入れる。

今月5日の第七回公判の冒頭で、弁護団が録音と録音テープの差し入れを要求したため、同地裁側は検討を約束していた。これまでの公判で検察側が行った冒頭陳述については、すでに松本被告への差し入れが認められている。」

翻訳機』を導入し、送付する資料を点字で読めるようにするという。盲導犬の同伴も認める。ただ、公判で提供される資料やモニターに映される画像は点字翻訳できない。検察、弁護側双方にも『耳で聞いてわかる裁判』になるよう、配慮を求めると」と紹介されている。

(2) 「〔裁判員法廷@徳島〕バリアフリー、道半ば 障害者が選ばれた時の備えは／徳島県」(朝日新聞2009/11/16朝刊24頁)も、「●視覚障害『盲導犬認めて』」として「視覚に障害のある人は、手元の資料やモニターを見たり、証拠品を目で確認したりするのが難しい。地裁は6～7月、裁判所が作った資料を点字で印刷できる『点字翻訳機』、資料の特殊コードを読み取って音声に換える『音声コード読み取り機』、文字を大きく映し出す『拡大読書機』などを用意した。

『ガイドヘルパーや盲導犬も認めてほしい』。県視覚障害者連合会の久米清美会長(62)は言う。法廷に入るまでの移動も大変だからだ。地裁では、移動の際に補助するかどうかの話は出ていないという。

(3) 「〔街←→社会部〕ある懸念、裁判員裁判で」(大阪読売新聞2009/08/08夕刊・10頁)では、「『私たちは排除されるのか』 視力がほとんどないA・Kさん(68)(大阪市)は不安を隠せない。国民が刑事裁判の審理に参加する裁判員裁判のことだ。

生まれた時から光が感じられる程度。書物を理解するには点字などが必要だ。成人して盲学校の教諭となり、退職した今は大阪府守口市の障害者生活支援事業所で視覚障害者らの相談に乗っている。

裁判員は国民の義務だから『障害者でも外されない』と思っていたが、新聞で裁判員法14条を知った。『心身の故障のため職務の遂行に著しい支障がある者』はケースによって裁判員になれないという。昨夏、見学に訪れた大阪地裁でも、見てわかる証拠が有罪、無罪の決め手になる場合、参加できない可能性がある」と聞いた。

今週、東京地裁であった全国初の裁判員裁判では、わかりやすい審理が重視され、画像が多用された。

障害者が裁判員に選任されれば最高裁はきめ細かく配慮するとしているが、『視覚に訴える方法では十分に証拠を理解し、評議で意見を言えるだろうか』と、情報格差への懸念も消えない。

だが、後ろ向きにはなりたくない。『障害者も司法に一步踏み出したい』と期待する」。

(4) 「『視覚障害者が裁判員』実際の審理、模擬裁判で検証／京都」(朝日新聞、2009/05/26朝刊・30頁)でも、「視覚障害のある市民が裁判員に選ばれた場合、審理や評議にどのような困難があるのかを検証するため、視覚障害者が裁判員を務める模擬裁判(京都府視覚障害者協会主催)が25日、京都市北区の視覚障害者総合福祉施設で開かれた。参加者からは、審理の様子を伝える補助者の必要性を指摘する意見などが出た。

模擬裁判は、強盗致傷事件を想定し、全盲2人、弱視2人が裁判員役で参加した。審理では、被告が持っていた紙幣に残ったホチキスの跡と、被害にあった紙幣が入っていた封筒のホチキス跡が同じかが争点になった。弱視の裁判員が実際に封筒に金を入れ、同じ跡でない可能性が高いことを確認。被告は全員一致で無罪となった。

最高裁は、要望があれば選任にかかわる書類は点字翻訳され、法廷でのやりとりは裁判官、検察官、弁護人が口頭で補足説明するとしている。同協会副会長で全盲の竹下義樹弁護士は『被告の表情などを知るために、補助者が必要だ』と指摘している」。

5 実際にも、視覚障害のある裁判員が審理に参加した事例が、若干、報道されたことがある。

(1) 「視覚障害者が県内初の裁判員＝兵庫」(大阪読売新聞2013/05/25・朝刊28頁)は、「西宮市の貴金属買い取り店に2度押し入って計約170万円を奪い、店員に催涙スプレーを噴射してけがを負わせたとして強盗致傷罪などに問われた尼崎市の無職、K・H被告(26)の裁判員裁判の判決が24日、地裁であり、懲役10年(求刑・懲役12年)の実刑判決が言い渡された。視覚障害者として県内で初め

て裁判員を務めた尼崎市の無職N・Kさん(70)は、判決後の記者会見で『裁判所や裁判員らによくサポートしてもらい、検察官の立証もわかりやすかった。参加してよかった』と感想を語った。

20日からの公判では、地裁が準備したガイド役がNさんの移動に付き添ったほか、検察側はK被告が押し入った際の防犯ビデオ映像を証拠として流す際、検事が店の間取りや配置などを言葉で説明した。Nさんは『予想していたよりも丁寧で、十分に理解でき判断できた』と述べた。

(2) 「裁判員裁判：全盲女性、裁判員務め『納得の判決出せた』——宇都宮地裁」(毎日新聞2010/09/10 毎日新聞・朝刊22頁)は「全盲の女性が裁判員に選任された裁判員裁判の判決公判が9日、宇都宮地裁(I裁判長)であり、殺人罪などに問われた被告に懲役15年(求刑・懲役20年)を言い渡した。女性は判決後の記者会見で『納得して判決を出せた。障害者でも、助けを借りれば健常者と同じことができることを分かってもらえれば』と感想を述べた。

女性は20代の英語講師。視覚障害者が裁判員を務めたのは初めてとみられる。選任手続きへの出席を求められた際は『不安だった』が、『障害者の代表として(障害への)理解を深めてもらう機会になる』と辞退は考えなかったという。冒頭陳述や証拠書類は点字化され、証拠の写真や図は検察側が口頭で説明。『問題はなかった』と振り返った。

判決によると、埼玉県三郷市の無職、S・H被告(23)は昨年11月、帰省先の栃木市の実家で、口論の末に父(当時55歳)の腹を包丁で刺して殺害し、家に火をつけ全焼させた。」

(3) 「サポート、個別・細心 裁判員に障害者、どう対応 事前にニーズ把握を／愛媛県」(朝日新聞、2010/12/26・朝刊27頁)は、「県内で初めて視覚障害のある男性が裁判員に選ばれ、先月審理に参加した。男性は、判決後、他の障害者に対しても『及び腰にならないで参加して欲しい』と呼びかけた。障害者が裁判員に参加する課題を探った。

『視覚障害があるんだけどサポートしてもらえらるだろうか』。今回参加した松山市の60代の男性から地裁に連絡が入ったのは、選任手続きの1カ月余り前だった。家族は心配していたが、男性は『国民の義務を果たすため選ばれたら参加しよう』と決めていたという。

今回の裁判では、選任手続き日の午後から公判が始まる日程だったため、地裁は選任された時の事を想定して、あらかじめ男性との間ですりあわせを始めた。まず、男性の自宅から裁判所までの往復と、裁判所内の移動に関して、男性に付きそうガイドヘルパーを用意した。男性が実際に裁判員に選ばれると、法廷内では男性の席を裁判官の隣にして、裁判官から説明を受けやすいよう配慮した。

地裁から事前に連絡を受けた検察側と弁護側も、男性が選ばれた時のことを考慮して選任手続き前から、裁判員に配る冒頭陳述や弁論のメモを、点字に訳して用意した。地検では、点訳する機械がなかったため、外部の機関に依頼したという。法廷内では、証拠としてモニターに映される写真について、何がどう写っているか、ひとつひとつ言葉で説明する配慮を見せた。

男性は、証人尋問や被告人質問で質問を投げかけるなど積極的に参加。判決後の会見では、『裁判長もかみ砕いて説明してくれて、十分ついていけた。人生で二度とない経験ができた』と話した。他の裁判員も、『積極的に参加していて違和感がなかった』などと感想を述べた。

一方で課題も残った。男性によると、男性は中途失明者のため、左手の人さし指のみで点字を読む。両手で点字を読める人と比べ、読むのに時間がかかるという。そのため、公判では冒頭陳述などを読み上げるスピードについていくのが難しかったという。点字を読み取る速度は個人差が大きい。その人にあった速度で話す必要性が求められる。

また、男性は会見で『(裁判員が通る通路の)階段に手すりを設けて欲しい』と施設面の課題も指摘した。地裁の西山孝総務課長(51)は、『このよう

に意見を言うてもらうことで、初めて気づくこともある。今後の改善につなげていきたい』と話す。」

6 上記のうち、(1)の事件(神戸地裁判決平成25年5月24日(懲役10年)平成25年(わ)40号、101号、130号、建造物侵入、強盗致傷、覚せい剤取締法違反、強盗被告事件)について、裁判記録をみると、現場の見取り図について、視覚障害のある裁判員が選任された段階で、検察官は、証拠の差し替えを求めて、認められている。

検察官は、その際、「視覚障害者の場合、写真及び見取図の内容を視覚で認識することができない」ので、「写真及び見取図の内容を口頭で説明する必要が生じる」から、「写真及び見取図による視覚情報なしに現場状況を具体的に理解するためには、現場の状況を客観的な数値等に置き換えて説明することが有用である」とする。そこで、当初の見取図をベースとして「これに犯行現場の室内の長さ等の寸法のみを新たに書き加えた統合捜査報告書である甲46号証を取り調べる必要がある」と主張し、採用されている。記録には、甲46号証の説明書き(読み上げ用)と、防カメの映像も証拠採用されているので、そこに写されている被害者と犯人の行動状況に関する説明もまた編綴されている。

7 視覚障害者と刑事手続に関する現況はどうか。

これに関連して、2022年3月24日付けで書面により視覚障害と裁判員裁判について最高裁に照会した。その後、同年4月に電話による口頭での概要説明を受けることができた。ただし、あくまで概要であり口頭での説明であったので、不正確な点は、聞き取った筆者の側の責任であり、大まかな実情把握として理解している。

(1) 裁判員裁判開始以来、被告人が視覚障害を

有する事件の数について、統計はない。視覚障害のある被告人について、主たる情報アクセス方法に関しては、各裁判所において、まず、視覚障害のある被告人など当事者から情報を取得する。各裁判体において、事案、障害の程度に応じて、ルーペ、拡大読書機、点字翻訳機、音声コード読みとり機、点字プリンター等を使用するなどしてきめ細かく対応していると承知しているとのことであった。

(2) 被告人が視覚障害を有する場合に関する対応要領や手続運営指針としては、現在、障害者一般について、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づいて、「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する 対応要領」(平成28年3月23日最高裁判所裁判官会議議決。平成28年4月1日実施)を发出している³⁾。

(3) 裁判員候補者、裁判員・補充裁判員が視覚障害を有する場合に関連して、令和2年度現在までの統計では、点字翻訳を要した者について、「選任手続期日に出席した裁判員候補者」合計25名、「選任された裁判員・補充裁判員」合計5名となる(あくまで聞き取りの範囲であり、不正確である)。点字翻訳以外の方法による視覚障害者への援助として、個別に、拡大鏡貸出や、ガイドヘルパーの採用による介助なども行っている(ガイドヘルパーの費用は裁判所が負担している)。

8 以上の現況を踏まえつつ、刑事裁判にかかわる視覚障害者について、「参加」を約束するためにはなにが必要なのか、多面的な検討がさらに必要である。

ところで、聴覚障害のある市民が被疑者・被告人であれ、裁判員であれ、被害者であれ、刑事手続に関与するとき、主として手話を言語として認知し、その正確な通訳保障を軸に「言語」権の保障・充

3) https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/file2/280401saibansyo_syougai_sabetsukaisyou_taiouyouryou.pdf
最高裁のホームページでは「裁判所における障害者配慮」の項目を設けている。<https://www.courts.go.jp/about/syougaisyahairyou/index.html> 参照。

4) さしあたり、渡辺修・水野真木子・林智樹著「聴覚障害者と裁判員裁判」(2017年10月)松柏社参照。

実を検討の柱に据えることができた⁴⁾。

しかし、視覚障害は多様である。

これを補完する方法、補助する手段、機器、必要な補助員の資質等々も多様である。だから、障害者差別解消法5条は、「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行う」ことを政策目標として掲げているが、こと刑事手続における視覚障害者の参加を保障するには、特定の「言語」の権利（例えば、「点字による情報提供を受ける権利」）ではなく、「『情報』の確実な授受」こそ「合理的な配慮」であるとの認識が必要ではないか。

本共同研究では、そうした方向性を深めるにあたり、視覚障害のある弁護士の方々からインタビュー調査をおこなう一方、やはり視覚障害ある弁護士の方と学生の方に、そのとりまとめのための研究会に継続して参加してもらった。本研究資料はこれらを取りまとめたものである。現在、法務省は刑事手続のIT化に関して法改正を検討しているが⁵⁾、この点も含めて、本テーマに関する研究はさらに続けることとしている。

5) さしあたり、法務省法制審議会・刑事法（情報通信技術関係）部会・期日外（令和5年4月21日開催）提出「障害のある人の刑事手続における情報通信技術に関する意見書」（2023年4月21日）参照（<https://www.moj.go.jp/content/001397452.pdf>）

研究資料 刑事手続における視覚障害者の権利保障

第2部 視覚障害を有する弁護士のインタビューに学ぶ

甲南大学特別客員教授、弁護士 渡辺 顕修（*ペンネーム 渡辺修）
関西学院大学総合政策学部非常勤講師、同大学院法学研究科大学院研究員 山崎 茜

1 はじめに

本稿は、「公益財団法人日弁連法務研究財団」の助成を請けた「刑事手続における視覚障がい者¹⁾の権利保障に関する実態調査：ノーマライゼーションの実現に向けて」と題する研究（課題番号157号。期間：2021年2月1日～2024年1月31日。代表・渡辺顕修）を実施するために組織した研究会において実施したインタビュー調査等のとりまとめである²⁾。

現在、視覚障害者は全国で31万人いるとされている³⁾。しかし、視覚障害者が刑事手続に関与した場合にいかなる問題が生じるのか、同時に、それをどう克服するのかということに関する調査等は少ないのが現状である。さらに、現行の刑事手続関連法規には、視覚障害を有する当事者及び事件関係者に対する手続的保障の規定がほとんど存在しない。

そこで、本研究会では、日本の刑事手続における視覚障害者の権利保障に関する実態調査を行い、ノーマライゼーションの進展を促す提言に資する土

台を構築することを目指した。

その出発点として、視覚障害を有しながら弁護士として活躍されている各地の弁護士の方々にインタビューを行った。その際、被害者、被疑者・被告人、裁判員（裁判員候補者も含む）、弁護士といった刑事手続に関与する者を分類した上で、刑事手続全体に関連する権利保障についても質問し、各自の視点から刑事手続における視覚障害者の権利保障について自由に検討・提言していただいた。

視覚障害を有する立場かつ法的な視点から助言することができる方々からの御発言は、非常に貴重な内容を含み、これからの実務においても示唆に富むと考えられるため、インタビュー内容を論点ごとにとりまとめおくこととした。内容のとりまとめは、研究会の側でおこなったものなので、発言者については匿名とすることとした⁴⁾。また、インタビュー内容を深める研究会には視覚障害を有する甲南大学法学部学生の堀田零生氏が参加し、模擬裁判員裁判の体験談などについて紹介を受けたが、今回それらをまとめてもらった。

- 1) 視覚障害を有する者の一部が使用している音声読み上げソフトの種類によっては誤変換されて読み上げられる懸念があるため、本稿においては、以下「視覚障がい者」を「視覚障害者」と表記する。
- 2) インタビューのとりまとめは山崎が担当し、渡辺が監修した。インタビューにあたり、関西学院大学法学部・山田直子教授、同・安部祥太准教授にも御参加いただき、大所高所からの御発言を願った。なお、安部祥太「視覚障害者に関する刑事政策上の課題」法と政治72巻3号（2021年）85頁～124頁参照。http://hdl.handle.net/10236/00029984。
- 3) 芝田裕一『視覚障害児・者の理解と支援 [新版]』（北大路書房、2018年）10頁。
- 4) A 弁護士とB 弁護士は全盲であり、読み書きは点字を使用している。C 弁護士は弱視（視力0.02～0.03）であり、視野の中心が一部欠けていて、暗くなると視力が落ちる。文字を読む際は、拡大読書器を使用している。D 弁護士は弱視（視力0.02～0.03）であり、読み書きは、点字とパソコンの音声読み上げソフトを使用している。E さん（大学生）は全盲であり、読み書きは、点字とパソコンの音声読み上げソフトを使用している。

2 視覚障害を有する被害者の権利保障

1. 犯罪被害の申告

B 弁護士) 被害者になった場合、多くの視覚障害者は、犯罪を申告することができないと言います。例えば、視覚障害の女性が痴漢に遭ってしまい、警察に相談したとしても、「犯人はどんな人ですか。どんな顔形ですか。身長はどうですか」と聞かれてしまって、それに答えることができず、結局、被害届すら出すことができませんでしたという話は、非常に多く聞きますね。残念ながら、視覚障害を持っている、特に女性だったりすると、ソフトターゲットということで、かなり性的な嫌がらせを受けてしまうことは少なくないようでございます。

2. 視覚障害者特有の二次被害について

B 弁護士) 二次被害と言えるのか分かりませんが、そもそも取り上げてもらえない、取り合ってもらえないということが一番大きいでしょうね。自分は犯罪の被害に遭ったと言ったとしても、犯人の様子などを視覚的に確認できないので、警察から「無理ですね」と追い返されてしまうことが一番つらいのではないかと思います。

3. 犯罪被害を未然に防止するための対応策

A 弁護士) 私は、監視社会というのは好きになれないと思うから、世の中で監視カメラがどんどん増えるのは何となく嫌だなと思います。しかし、裏を返せば、一定の通りに24時間365日カメラが作動しているような場所があれば、その場所は少なくとも安心して移動できる、単独移動できるということからすると、なかなか悩ましい問題だと率直に思っています。

A 弁護士) 女性に限らず男性もそうですが、自分が万が一被害に遭ったときに、常に証拠保全の形で、その場面を撮影できる何か工夫をこれからす

る必要があるのかなということは、内部で議論はあります。山崎先生が言ったような防犯ブザーは幾らでもあるけれども、それらは自分の身を守るだけであって、視覚障害者の場合はそれでは不十分です。

そういう意味では、自分でその場面を常に撮影できるカメラを持つというのは、これから必要なのかなと思います。視覚障害者の場合、カメラをどこへ向けたらいいか分からないので、撮影したら360度写るカメラを持っておかないといけないうだろうなと思っています。

D 弁護士) 犯罪防止の観点から思ったのですが、視覚障害者は、なかなか見えている世界が想像できない、特に生まれつき視覚に障害があるとなかなか分からない人たちも多いので、例えば、部屋で着替えているのに、窓を開けばなしにするとか、カーテンを開けばなしにするというのは、実際よくあります。

晴眼者であれば、例えば、他人の家のベランダに洗濯物が干してある状況を見た経験があるけれども、視覚障害者自身がそういうのを見た経験がないと、女性物の下着をどんどん外に干してしまうなど、無防備な状況にはなるかもしれません。

したがって、どういった犯罪があり得るのか、どういうことをすると他人から女性の1人暮らしということが分かるかなど、そういったことを特別支援学校だったり、視覚障害者団体だったりを通じて、まずは教えていくのも大事なのかなと思いますよね。

E さん) 最近、Eye Navi (アイナビ) というAI認識するアプリが出ました。胸ポケットなどにスマホを入れておくとか、ネックストラップでスマホを首からぶら下げて、カメラで回りの風景を撮ると、例えば、信号機などをAIで認識して教えてくれるみたいなアプリです。しかも、自動的に記録するみたいな機能がついているらしいです。案内もできますし、何かあったときの記録用にもなります。もちろん、記録するのকাশないのかも設

で載せられたらなどは思いました。それがあ
るだけで大分、点字を読める人は変わ
ると思います。

D 弁護士) 現在、高齢者に対して警察官を装った組織的な詐欺があるという話は聞くので、ついでは、非常にあれですけど、運用の仕方によっては、視覚障害者への情報保障という意味でも、警察に電話してパスワードが通知され、訪問してきた人のパスワードと照合して本物の警察官かどうかいつでも確認できるようにすれば、自然に保障されていくのではないかと思います。

(2) 令状の確認

B 弁護士) 裁判所から令状が出ているとしますね。逮捕令状、搜索差押令状などが出ているとした場合に、令状を示されても、それが本当に令状なのか、新聞の広告なのか、それも確認することができませんし、令状に記載されているものを読み上げられたとしても、1回聞いて、それを理解することもそもそも難しいし、警察官が正確にそれを読んでくれたのかどうかということ自分で確認することもできないわけですね。

B 弁護士) 例えば、搜索差押えで何か物件を持って行かれてしまったという場合にも、差押えの物件目録みたいなものも読めませんから、果たして、本当に持っていったものが適切に記載されているのだろうかということも分からないということでございます。

D 弁護士) 搜索差押令状の場合は、その令状が本物かというよりは、何を探しているのかと、どの範囲が含まれるのかを、適切に明示してもらえないといけないという内容の告知という意味でも、いろいろ担保されないといけないと思っています。

逮捕令状の場合は、告知というよりは、本当に自分を連れていくのであれば、連れていかれる場所が警察署であることを必ず確認する手段を提供する必要があるという整理になるのかなと思います。

しかし、本当に逮捕令状が発付されているとし

たら、逃れる余地というか、拒否する権利はないじゃないですか。だから、行きたくないという権利を保障するよりは、渡辺先生がおっしゃるように、本人の不安というか、本当かどうか分からない場合は、110番に電話してみてもいいですよという告知をさせる、かつ、その110番に電話をすれば分かるようにする仕組みを調べられるのであれば、それがベストなのかなという気はしますよね。110番は、申し合わせて別の人が出るみたいなことは、確かにできないですからね。

E さん) 搜索差押令状は、発布するときに確か範囲を限定しないとイケないですね。逮捕令状とか身体検査だとかだと、読み上げてもらった事実から、大きくうそをついて、メリットになることは多分ないと思うんですけど、搜索差押令状は少し範囲をごまかしてというのが、メリットになるような気がします。

したがって、事後的な検収にしかならないんですけど、読み上げる段階を録音して、それは、証拠として絶対提出しないとイケないみたいな制度になると、令状の内容を現場でうそをつかれる心配はなくなるのかなとは思いました。

(3) 刑事記録の確認

B 弁護士) 被疑者となって、取調べを受けるということになったとすると、口でコミュニケーションを取ることはあまり問題がないですけども、取調べの結果を調書にまとめますよね。そして、通常はそれを読みながら、読み聞けという手続で、内容が間違っていないかというのを確認するわけですけども、閲覧することがそもそもできませんので、本当に調書に書かれているものを警察官、検察官が正確に読んでいるのだろうかということも分からないわけですね。

B 弁護士) 弁護人が謄写した刑事記録を裁判が始まってからですけども、差し入れをしますよね。それも非常に難しいと思います。そのままコピーしたものを差し入れても、確認することができないからです。場合によっては点訳して、それを差

し入れるということがあるかもしれませんが、点字も読めないということになると、どうやってやるのかなというのが、まだ答えが分からないですね。やはり、録音媒体を差し入れるしかないのではないかなと思うけど、それも果たして通るのかなという問題があります。

D 弁護士 検察が刑事記録をIT化して、被疑者・被告人本人にも弁護人にもすぐにデータで提供してくれればいいかなと思います。PDFではなくて電子データのように、できる限りテキストが入ったものの中にテキスト情報も含まれているテキストデータという形で提供する必要があるのかなという気がしますよね。

E さん 読み上げるソフトを使って音声で聞くということは、確かに情報量がすごく多くていいですけど、何分、パソコンのカーソルは1つしかないの、音声は聞き比べができないとか、自分の読みたいところにすぐカーソルが当てられないとか、あと、音声情報だから、細かいことを確認するのにすごく時間がかかります。

したがって、やはり点字があると、私はありがたいなと思います。試験問題などを見るときも、テキストデータだけではなくて、やはり点字とテキストデータの両方があればいいなと思ったりすることが結構あります。

D 弁護士 文字を拡大して見ながら、音声も聞きたい人もいないし、朗読してもらいながら点字が欲しい人などいると思います。そこは、どこまで対応できるかですけど、情報保障という意味では、その人のニーズに合った情報提供の保障が必要なかなと思います。

C 弁護士 調書の内容の確認については、私の場合は拡大読書器を使えば読めるので、もし拡大読書器を使えないのだとしたら、内容があまり分からないだろうなと思います。そうしたら、読み上げてもらって、それが正確に読み上げられていると信頼して、「読み上げられた内容を前提にすれば合っていますね」とか、「ここは修正が必要で

すね」みたいな話をするというやり方になるのだと思います。

(4) 署名指印の方法

B 弁護士 署名捺印の段階でも、多分難があると思います。署名してくれと言われても、多分、署名することができません。だから、指印だけになってしまうのかなと思います。

(5) 証拠物の確認

B 弁護士 取調べの中で、例えば、現場の防犯カメラの写真を見せられて、「ここに映っているのはおまえじゃないか」と、言われたとしますよね。でも、その写真なり、動画なりを自分で見ることができませんから、答えられませんし、防禦すらもできません。疑われてしまったら、それを的確に攻撃というか、自分の身を守るということは難しいのかもしれないですね。

E さん 例えば、弁護人の立会いなく取調べを受けたときに、存在しない防犯カメラの映像があることを前提に自白を取られる可能性があるのかなと思いました。誰かに同席してもらわないと、防犯カメラの映像を確認できないなと思いました。

D 弁護士 やはり、取調べの可視化をどんどん全面的に進めてというか、可視化された取調べを確認する作業も含めて、慎重に行っていくということですかね。あとは、弁護人の立会いを原則とするなども同時に考えたいところです。

D 弁護士 防犯カメラの映像などにどういう内容のものが記録されているかを知るという機会は絶対必要なと思います。一方で、どこまでそれを追求したとしても、本人にそれを認めさせることは、やはり控えていただく必要があるかなと思います。

(6) 捜査官による人権侵害

B 弁護士 実際に何か聞いたことはないのですけれども、安部先生御指摘のように「おまえ、見えないうりしているだけじゃないか」とかね、そんなことを言われてしまうことはあるかもしれませんし、言われたとしたらすごく傷つくでしょうね。

(7) 補助者の立会い

B 弁護士) その場に、例えば視覚障害を理解している方が立ち、手伝ってくれば、何らかのサポートを期待することができますけども、御承知のように、捜査には弁護人すら立ち会うことができませんから、その場で誰かの援助を受けるということもできないわけでございます。

(8) 勾留中の過ごし方

B 弁護士) 私が1回弁護をした方がおっしゃっていたのですが、彼は全盲で、中途失明の方だったので、点字を読むことができませんでした。普段、本をどうやって読むのかというと、録音、朗読テープといったもので本を読んでいるわけです。他の被疑者は、差し入れしてもらった雑誌や本などを読んで時間を潰すわけですが、この間、私の依頼者は、何もすることがないということです。録音のテープと機材を差し入れるということもできませんでしたし、点字も読むことができないというわけで、本当に、勾留期間中何もすることがなく、それが一番つらくて、むしろ、取調べがあると本当によかったというか、これで退屈がしのげるぞと喜んでいるということも聞きました。

(9) 勾留中における個別の配慮

B 弁護士) 私が担当した事件でいうと、配慮は全くなかったということですね。だから、本当に、お風呂に入るとか、御飯を食べるとか、それも最初はものすごく難しかったようですね。そこにいる警察官が少し気を利かせて、何か言葉で指示してくれるということはあったと思いますけど、その程度でしょうね。

E さん) 留置場あるいは勾留施設内で移動が発生する状況は、例えば、留置場から取調室までが一番大きい移動ではないかなと思っています。実際、留置場から取調室まで行くとした場合、誰か付き添いがあると思いますので、そのときに白杖を持ってきてくれればいいかなと思います。

E さん) 視覚障害者が新しい場所に行ったときに、最初にお願ひしたいことは、空間把握のお手伝い

です。例えば、ここはどういう部屋で、部屋の配置ですとか、階段がどこにあるのかといったことを、全部一緒に歩いて把握して欲しいです。

D 弁護士) 部屋の中は、Eさんがおっしゃっていたように、「部屋に入ったら、目の前、三歩ぐらい歩いたら、自分の寝床があります」、「左に10メートルぐらい行ったらトイレがあります」ということを、実際に歩いて、誘導して確認をしてもらうことがまずは必要です。かつ、白杖があったら自由に動けるという視覚障害者も、なかなか中途失明などの場合だと、まず無理だったりするので、必ずしも白杖があるかないかではなく、あろうがなかろうが、基本的には誘導をする必要があります。そのために、例えば、刑事施設の職員には手引きや視覚障害の誘導に関する基礎的な研修を受けさせてもらうことをして欲しいなと思います。

あと、行動に関しては、恐らく厳しいと思いますが、やっていいこと・やってはいけないことがあって、他の集団と同じように動けと、基本的には指導されるのではないかなと思うのですが、そこは他の人と同じことをすることを強制しないことも、合理的配慮の1つですよ。

他の人を見て、またはみんなと同じスピードでできることを、そもそも求めること自体が不適切です。そういった意味でも、その理解を深めて、個別に対処してもらう必要があります。視覚障害に限らないですが、障害当事者である被疑者・被告人に対しては、他の人との画一的な取り扱いを無理に強制するようなことのないようにというのが原則ではないかなと思います。

そして、各自の空間把握能力や歩行能力は人によっても違うので、本人が必要とするのであれば、毎回でもトイレに誘導する、自分の寝床はどこかを毎回指摘をする、という配慮がないと生活ができない人も当然いると思いますし、それに対応すべきであると言えます。

2. 公判段階について

(1) 視覚的な素材を用いた尋問

B 弁護士) 公判の手続の中で、耳で聞いてということはある程度できますけれども、例えば物を示して尋問されるとか、地図を示しながら尋問されるとか、そういったことになったら果たしてどうするのだろうかということが、まだちょっと分からないですね。例えば地図を示しながら、「自分が移動したルートをこれに書き込んでください」といったことが尋問であったとしても、そういったことはできません。また、現場の様子を撮影した写真などが示されて、「これはあなたが使ったものですか」といったような尋問を受けたとしても、それも対応することができないだろうと思います。ですから、視覚的な素材を用いた尋問というのがすごく難しいだろうという気がいたします。

(2) 判決文の確認

B 弁護士) 判決の段階になって、判決を耳で聞くことはできますが、判決文をそのまま渡されたとしても、自分では読むことができませんね。ですから、点字にするのか、あるいは録音媒体にするのかということが必要になってくるだろうと思います。

A 弁護士) 全盲かつ難聴の被告人に対して、「どうやったら判決の言い渡しで主文を伝えることができるか」と裁判所あるいは弁護士から連絡があったときに、「それは点字に変えて渡せば、簡単に主文は伝えることではないですか」というアドバイスをしたことがあります。

D 弁護士) 判決文は弁護士が点訳しろというのは多分難しいと思うので、やはりそこは本人が請求しようが、弁護士が請求しようが、裁判所の責任で配慮した方法で提供する必要がある気はしますよね。

E さん) 裁判所に情報保障として点訳するところがあってもいいのに、とは思いました。

3. 身体拘束要件と視覚障害

(1) 被疑者への手錠

B 弁護士) 視覚障害のある被疑者に手錠がされたのかどうなのかというのは、聞かなかったですね。実際、もしも手錠をされてしまったら、すごく歩きにくいだろうと思いますよね。例えば、白杖をつけて歩くということもできませんでしょうし、誰かの肩につかまりながら歩くということも難しくなりますから、極めて困難になるだろうなという予想はできます。

(2) 手錠と白杖

B 弁護士) 前の安全、障害物や段差を確認するためには、手が自由に使えないと、上手く白杖が使えないので、手錠をされたまま白杖を使うということをやってみないと分からないですが、非常に難しそうだなという感じがありますね。手錠されたとしたら、白杖は、何か凶器になるということで取り上げられてしまうかもしれませんよね。

4. 視覚障害を有する被疑者・被告人の起訴件数と有罪率

B 弁護士) これは、ちょっと私も分かりません。しかし、現実的に、視覚障害者が刑事裁判にかけられたとか、有罪判決を受けたといった話はあまり聞かないですね。松本智津夫さんぐらいですかね。実際には有罪判決を出して、刑務所に送るということが適切ではないのではないかと、そういうさじ加減も若干あるのかもしれませんがね。

4 視覚障害を有する裁判員（裁判員候補者も含む）の権利保障

1. 点訳について

(1) 書類等の点訳依頼

B 弁護士) 私の知り合いの弁護士が弁護人として関わった裁判で、裁判員に視覚障害者がいるというケースがありました。それで、弁護人が提出する

資料を、その裁判員に分かるようにしたいがどうすればいいのだろうということで、私に点訳してくれと言われて点訳したということがありますね。

(2) 点訳依頼の費用負担

B 弁護士) 自己負担でしょうね。私のケースでいうと、弁護人の負担ということになっていましたね。

2. 裁判員への補助的支援の必要性・配慮事項

B 弁護士) 何か、これをやれば絶対完璧だという方法は、あまり思いつかないのですが、せめてやって欲しいのは、その裁判員専用の視覚補助者をつけるべきではないかなと思います。裁判官などが、審理のついでに口頭で説明をするというのではやはり不十分でして、その裁判員が聞きたいときに、すぐに横にいるか後ろにいて、聞くことができる、そういったできる限り視覚障害に理解のある専用の支援者が必要かなという気がしますね。

C 弁護士) 裁判所に申入れて欲しいことがあれば言ってくださいと言われてたときに言ったのは、1つは定期的に障害者団体か、あるいは障害当事者弁護士の意見を聞く場を設けて欲しいということです。もう1つは、裁判員候補者になった方は、最初に名簿登録通知が送られて、具体的に候補者になったときに手紙が送られると思います。そこに障害の申出欄はないです。一応、備考欄があるので、障害がある方がそこに書き込んでいるのだと思います。調査表とか質問表には障害の申出欄がないので、備考欄よりも、はっきりと配慮して欲しいことがあれば書く欄を設けて欲しいということでは言いました。

C 弁護士) 裁判所から送られる封筒にも、全部の文字を点訳するのが理想的だとは思いますが、スペース的に難しいことがあるなら、せめて「〇〇地方裁判所」、あるいは「重要」くらいは点字で打った封筒を使ったほうがいいのではないかなと思っています。

D 弁護士) 障害のある裁判員が選任されたときには、その中立的な立場というか、主観を挟まない説明ができる、視覚障害という特性も含めて、適切に理解していて、いろいろ説明することができるような補助員という専門職みたいなものがあればいいですね。例えば、盲学校の先生を経験したような人などいますよね。何かそういう人的なサポートが一番、今のところは考えられるのではないかなと思いますよね。

E さん) 補助者から情報を得るのが一番楽ではあるかなと思います。楽だというのは、気兼ねなく聞けるって言ったらいいですかね。「これってどういうことでしたっけ」と、その場ですぐ、自分が気になったことをすぐに聞けるのはとても楽です。追加質問をすぐできるという意味で、やはり楽は楽ですよ。

可能なら、自分とよくコミュニケーションを取っていて、会話の流れをつかみやすい人に聞けたら、もちろん分かりやすいです。あと、「この裁判の間は、あなたには裁判所からこの補助者がつきます」と明確に示されたら、いつ誰に聞けばいいのかが分かりやすいので、明確に示して欲しいです。誰に聞けばいいか分かりやすい状態をつくって欲しいです。

あともう1つ、公判中に、公判廷内で動画が流れているときに、その動画はどのような動画なのかと隣の裁判員や裁判官の方に、その場で聞くことができないので、要するに、リアルタイムでその情報を把握できないので、時間を気にせず、しっかり落ち着いて把握できる場が欲しいです。公判廷内で質問はどうしてもしづらいので、休憩中や弁論前の評議などで、ある程度時間を十分に取って、質問できる場が欲しいです。

D 弁護士) そもそも視覚障害の人の補助という感覚よりかは、意識的支援を行う必要があると思います。本来であれば、評議の際の議論に視覚障害のある裁判員も参加する機会があったほうがいいですよ。

例えば、「この画像はこういう人物が写し出されていて、このように解釈できるのではないかとみんなが話しているとすれば、「いやいや、でも、これは女性だ」、「いや、でも、こういう髪型の男性もいますよ」みたいなことをみんなが言い合うことに意味があるのであって、視覚障害者自身も同様に言いたいというか自分も言うべきだと思います。結局、みんなが話している評議の中でその話が出ているのを聞いて、「そうなのか……」と思ってそれで終わりというのも、公平に参加していると言えるのかどうか……ちょっと分からないですね。

だから結局、意思決定というか、最終的な事実認定を行うときに、その評議の場に裁判員代理人みたいな支援者を参加させることができるのか……。

Eさん) 評議の中で、証拠の画像や動画の内容を深掘りしていくという趣旨を言うのなら、評議過程で補助者を参加させる必要は、実はないのかなと思っています。

なぜなのかというと、裁判員同士に動画の内容などを議論してもらえれば、十分分かるというか、内容も分かりますし、他の裁判員や裁判官にその動画や画像がどう見えたかを質問すれば、実質的に同じ結果が得られるのかなと思うので、評議の中では補助者はなくてもいいのかなと思ったりはします。

D 弁護士) 例えば今、ドラマなどで音声ガイドつきドラマというものがあります。そういったもののように、生映像と音声ガイドつき映像を両方準備して、音声ガイドつき映像に関しては両者確認の上、つまり、検察側、弁護側確認の上、とりあえず証拠調べのときはそれを見てもらう。それで、視覚障害のある裁判員は、音声ガイドつき映像で情報の大枠を得た上で、どこが争いになっているのかという話の取っかかりを掴むことができれば、少なくとも法廷で何の話でそんなにもめているのかが分からないことには、多分ならないとは

思います。

音声ガイドの技術は、既に映画とかドラマとかで培われたものもあるし、そういうものもひとつずつつけてみて、「いや、この部分のこの説明は偏っている」と言われたら、直すという作業で当日を迎える。公判前整理手続で事前準備をあれだけやるわけですから、その中の一プロセスとして、音声ガイドをつける作業を取りあえず行っていただく、というのはどうでしょうか。

3. 補助者が介入することによる問題と解決策

A 弁護士) プロの補助者をつけることのほうがよいのかと言ったら、余計だめだという考え方もあるわけです。すなわち、プロの補助者をつけることによって、よりの確な補助ができるという見方ができる代わりに、プロであればあるほど、悪意の意味で、その補助者の考えが裁判員に入ってしまうリスクも高いという見方もできます。例えば、その補助者が助言するときでも、どうしても補助者が分かっていることを言おうとしてしまいます。そういう意味ではよくないというのは私の考えです。そうであればこそ、その補助者は、法律家や専門家であってはならないです。

しかし、別の意味での専門家である必要があります。それは、視覚障害の特性というものを十分理解して、どういう説明をすることがより客観的な視覚情報をその視覚障害者に伝達することができるか、ということに精通した人でなければなりません。説明の仕方においても、工夫が適切にできる人でなければならぬという意味では、専門性を持った方を補助につけることが必要だと思います。

専門性を持った方として、歩行訓練士やガイドヘルパーが考えられます。歩行訓練士は、単に歩き方を教えるというよりは、外界から入ってきた情報を、どういうふうにして処理していくかということを教えています。例えば、目が見えない人には、こういう説明の仕方をすれば物を確認でき

る、こういう伝え方をすれば外界の情報がよりの確に伝わるということを、視覚障害の認知における特徴などを学習しているから教えることができます。

また、ガイドヘルパーは、誘導しているときに、外界の情報を視覚障害者に伝えることが本質です。すなわち、肢体障害の人の介助をするというのは、まさに身体を支えたりすることになるけれども、視覚障害者の手引きというのは、別に介助をしている、支えているわけではないです。例えば、肘を持ったり肩を持って歩くのですが、その肘を通じて、段差の情報であったり、フラットな情報であったり、階段であったりという情報ももらっています。それから、言葉で、「水たまりがありますので、左に寄ります」というような、そういう口頭を交えた中で、外の情報をどれだけ短く、的確に、手際よく伝えるか、つまり、こういう表現をしたほうが伝わりやすい、こういう表現は伝わりにくいといったことを身につけています。

D 弁護士) 補助者が介入することにより誤謬が入り込む可能性はあるかもしれないですけど、大体そういうのを頼るときは、自分で確かめられないときです。補助者が適当にしゃべると、より誤謬は出てきますので、特に感覚的な部分というのはすごく出てくるので、やはり誤謬を排除するための専門性が必要だろうと思います。

例えば大きさとかを表すときは、大体何センチとか、何々と比べて倍ぐらいの大きさがあるとか、明るさにしても、昼間ぐらい明るいなど、何かいろいろ説明できるノウハウというのは、恐らく視覚障害の人に職業的に接している人などが持っていると思います。ただ、間違いなく五感の作用で確かめているわけではないので、伝聞になるとは思うのですが、伝聞が問題なのは誤謬が入り込むことだと思いますので、それを除去する客観性を担保できるような専門性を持った人というのが必要ですよ。

4. 証拠物の確認方法

A 弁護士) 現在、写真はある程度、発泡インクなどを使って、熱を加えたら輪郭がある程度浮き出るような技術が簡単にできます。さほどお金をかけずに二次元の、少なくとも情報を触覚で分かるようにできます。そこまで技術的に難しくはないです。

図面はごく簡単で、本当に簡単につくれます。一番簡単な方法は、例えば、実況見分調書をコピーして、それをゴム盤の上に置きます。そのゴム盤の上で、ボールペンで強めに定規を当てながらずっと線をなぞって、その後裏返してみてください。確実に図面が出来上がります。

しかし、二次元である程度触って確認できるようにはできるけれども、ニュアンスが伝わることはあり得ないです。裁判員裁判は、場合によっては残酷な場面の写真が証拠物として出てくるわけですから、裁判員はそれを確認する必要があるけれども、それを確認する方法としては、別の裁判員から口頭で説明を丁寧に受けて、自分で想像できるようにしていくしかないと思いますね。

E さん) 僕らが客観性を担保というか把握するときには、1つの写真を何も知らない人に、例えば、2～3人に見せます。なぜかと言うと、「こういう写真だよ」と、1人目の人に説明されて、「なるほど、そういう写真か」と理解して、次に2人目の人に同じ写真を見せた上で、どういう写真なのか1人目の人が説明した通りに聞くと、その写真について全然違うことを言います。新たな気づきを得ると言ったらおかしいですが、そういうことがあるので、写真の中身などをなるべくしっかり具体的に把握するには、やはり時間を取ってしっかり説明を聞くとか、質問できる場が欲しいということと、1人か2人別のの人に写真を見せる機会があれば、なおよいという感じはします。

5. 証拠物が犯人性の重要・決定的な証拠だった場合
B 弁護士) もし、その防犯カメラの映像が犯人性の重要な、決定的な証拠だった場合、果たして、視覚障害者が審理に参加できるというか、判断できるかなという、大きな疑問がありますね。まだ裁判員制度が始まる前ですけど、防犯カメラの映像が犯人性の決定的な証拠になっている場合には、やはり視覚障害の裁判員候補者は理由を示さない不選任請求をするだろうと検察庁の方が言っていましたね。これは、裁判員になった視覚障害者の立場としても、非常に厳しいだろうと思いますよね。例えば、自分の判断で被疑者・被告人の人生が変わってしまうという中で、自分には見ることができない映像を見て、何らかの判断を迫られるとしたら、すごく難しいでしょうね。

5 視覚障害を有する弁護士の権利保障

1. 刑事弁護をする上で努力した点

A 弁護士) 確かに目が見えないことで、裁判を担当する上ではハンデがあることは間違いないし、克服できない部分があると正直思っています。証拠調べの中で、何が克服できないかというのを端的に言えば、写真であったり、人の表情であったり、あるいは触覚によって確認できない立体であったり、そういうものは間違いなく第三者、アシスタント、同僚の弁護士などの補助によって情報を把握する以外はないわけですから、自分の直接の五感の中で証拠を確認できたり、事情を全て把握するというにはならないと自覚しながらやってきました。

そこで、例えば、当然のことながら、実況見分調書を触覚で分かるようにする図面を作ることはやります。かつ、身内や友人に手伝ってもらって、実証実験をしつこくやりました。

A 弁護士) 私は刑事弁護をするときに、目が見えないから絶対に情報を自分で確認するという意識よりも、裁判所や検事から見たときに、目が見え

ないからだと言われたくないということを、本当に意識しましたね。そこで、請求証拠は全部録音しました。それはもう、被害届から始まって、弁録みたいな……もう、ありきたりなものであろうが、被害者調書、被疑者調書、被告人……もう、ありとあらゆるものをまず録音しました。

それから、触図にする必要あるものは全部触図にしました。触図にする意味は、普通、記録を事務員に読んでもらって、自分が要素、要点だけを点字でノートを取るとというのがごく一般的な私の情報処理です。ところが、刑事事件に関しては、それはまずいと思ったので、自分の耳で繰り返し聞くために、録音してテープで確実に何回か繰り返し聞けるようにして、その上で、自分でノートをつくりました。言葉は悪いけども、重箱の隅と言われてもいいから、気づいたことは全部弁護に生かすようにしました。それは、目が見えないからこそ、絶対にしなければならないと自分に言い聞かせてやっていました。それはやはり大事なことだと思っています。

A 弁護士) 接見も、回数は多分、他の刑事弁護で一生懸命やっている先生方よりも、トップに近いほど、ほぼやっています。例えば、刑事弁護を受けた時点で、仮にそれが起訴前の弁護であろうが、起訴後の弁護であろうが、ほぼ週1に接見することを基本にしていました。

やはりね、当たり前だけど、目が見えなくても、被告人と頻繁に接見をすることによって2つのことが得られるわけですね。1つは、被告人との信頼関係です。もう1つは、調書に表れてこない、被告人が気づいたことをどんどん聞き出せるわけですから、これは目が見えなくてもできるので、それを意識しましたね。

A 弁護士) 少年事件に関しては、常に大事にしたことは、少年との接見をどれだけ丁寧にやるかということです。記録は当然、録音して読むのですが、私はそのために、昔勤めていた勤務弁護士の時代も、独立してからも同様に、録音用の事務員

も雇っています。

A 弁護士) 殺人現場には、行ける場合は必ず行くようにしていました。家の中、外であろうが、必ず事務員と一緒に行って、家の中を歩いて触って、距離感とか位置関係は必ず自分で把握するようにはしていました。現場に行かなかった事件はないと思います。必ずその現場で、物の配置、建物の構造、それから犯行の行われた場所などの位置関係や距離関係は自分でつかむようにしていました。

2. 刑事弁護をする上で不便・困難な点

(1) 接見時

B 弁護士) 私自身が刑事の弁護をしていた際に、被疑者に接見に行きました。そのとき、調書を一緒に読みながら検討しようではないかということを用意していたのですが、私が連れていった補助者を、接見の席に同席させません、認めませんよと言われてしまいました。この被疑者は、接見禁止がついていた方でもあったので、補助者を同席できませんでした。そのために、私が予定していた調書の読み合わせということができなくなったということがありましたね。

C 弁護士) 被告人の様子が分からないときがあります。経験として1つあるのは、被告人がしゃべっていても非常に聞こえにくかったので、最初、何でこんなに聞こえにくいしゃべり方をする方なのかよく分からなかったのですが、接見が終わった後に、「あの人、歯がないですね」という話を警察の人がしていて、聞こえにくい理由が分かったことがありました。

あとは、被告人にけががあるような場合です。「被告人のここにあざがあります」と示されたときに、一応写真をその場で撮ってはみるのですが、「これで写っていますか」と逐一被告人に確認しながら見て、「一応写っています」と言われて、写っていることを信じて保存をするときには、少し大丈夫かなと思いました。

さらに、証拠保全の申立てをしたことがあって、被告人の体にある傷の検証をやったことがあるのですが、それも適切に写っているかどうか、その場で検察官と弁護人で裁判所の書記官が撮っているのを見て、写真を確認するのですが、写真の確認作業も、基本的には「きちっと写っていますね」という書記官の言葉を信じてやったような感じではあったので、チェック機能が弱いといえ、そうかなという気はします。

(2) 国選弁護人の複数選任

C 弁護士) 弁護士会で議論できないのかなと内々に話をしているのですが、国選弁護人の複数選任についてです。私ともう1人の弁護士がついて対応をしていた裁判員裁判対象事件があったのですが、起訴された時点で罪名落ちしまして、裁判員裁判対象外の事件になったことがありました。

そのときに、複数選任維持の上申を出して、「本件では防犯カメラ映像が重要な証拠であるが、主任弁護人には視覚障害があり、証拠の検討は複数でやる必要がある」という趣旨の記載もしました。しかし、裁判所としては、複数維持しないということ、かつ私が主任弁護人だったので、私を外すという選択肢はないということで、もう1人の弁護人を外したことがありました。そのときに、障害のある弁護人から配慮の申出として、複数選任の申出をしたときに、裁判所は聞いてくれないのかなと考えるようになりました。

(3) 裁判員の選任手続時

C 弁護士) 初めて裁判員の選任手続をやったのですが、裁判員の選任期日では、全体質問といって、裁判員候補者全員が大部屋に集められて、そこに裁判官・検察官・弁護人が前に並んで、「簡単に事前に送ってもらった書面以外のことで、今言っておきたいことがあればおっしゃってください」というようなことを聞く手続があります。その全体質問のときに、大部屋でみんな座っている感じなので、私の視力だと誰も見えなくて、例えば、もう1人の弁護人から、「左後ろのほうに座って

いる人はすごい高齢で大丈夫かな」というような話があったりしたのですが、その話についていけなかったりはしました。

あとは、事前に裁判候補者の方が提出してきている調査票を直前にどさっと渡されて、それを確認する時間は一応設けられるのですけれども、量が多かったです。基本的にはもう1人の弁護人に確認をしてもらって、私は残された時間で、分かる限りで資料の確認をするのですが、全部の確認はなかなかしきれなかったなというのが、少しやりにくさとして感じたところでした。

3. 裁判所・検察庁・警察署等における配慮の差

(1) 裁判所による配慮

C 弁護士) 強盗殺人未遂の裁判員裁判で、事件当時の犯行態様について、被告人と被害者の言い分ですれが違って、犯行態様が1つ問題になるケースでした。当日の動きが問題になるということで、書画カメラを被告人あるいは証人の方に向けて映した上で、それを弁護士席のモニターで拡大して映してもらって、私はそれを見ながら尋問をするという配慮をお願いしました。

これは、もともと私が弁護士になった後は、全然そういう配慮の申入れはしていなかったのですが、特に動きが問題になるケースだったので、私が見えるところまで証人に近づかないと尋問ができないことがありまして、お互いにやりにくさを感じたことがありました。そこから、「書画カメラを使えばモニターに映すことができますよ」と裁判所が教えてくれたので、「書画カメラを向けてモニターに映してもらって、私はそれを見ながら尋問するのでどうですか」と聞きまして、そういう配慮をしてもらうようになったという経緯がありました。

前提として、どこの法廷でも書画カメラを使えるわけではないので、犯行態様などが問題になると予想されるケースだと、あらかじめ「書画カメラが使える法廷を確保してください」と言ってお

かないといけませんけれども、そういう準備をした上で、配慮をしてもらいました。

ただ、書画カメラで映せる範囲には、限界があります。足元は映らないので、足元の動きが問題になるときは、今は近づくしかありません。

(2) 検察庁による配慮

C 弁護士) 検察庁では、あまり配慮の申出をしたことはないです。ただ、検察庁は、最初に入り口で受付があるのですが、そこで名前を書く名簿があって、どういう目的で検察庁に来たのか、チェックする管理簿みたいなのがあります。検察庁の受付の方は私のことをよく知っていて、私が行くとき必ず代筆をしてくれます。

私の名刺をくださいと言われたので名刺を渡しているのですが、それは検察庁の受付の中では共有されているみたいです。私も白杖を常に携帯しているのですが、それで分かっていただけなのだと思うのですが、私が検察庁に行くと、「先生の名前も含めて代わりに書いておくので、弁護士バッジを持って目的の場所に行ってください」と御案内されることが多いです。非常に楽です。

他のところだと、代筆までやりますというところは、それほどないかなと思います。少なくとも名前は自分で書いています。裁判所の民事事件で出廷したときに、自分の名前が書いてあるところに丸をつけるものがありますけれども、「ここに先生の名前があります」と指さしてくれるところまではやってくれても、代わりに丸をつけてくれることはないです。

(3) 警察署による配慮

B 弁護士) 何となく、肌感覚としては、一番融通が利くのは警察署ですね。例えば、私が1人で接見に行ったとすると、接見の申込みの書類などを書くことができないのですが、そのような場合には、そこにいる警察官に、「申し訳ないけど代筆してくれますか」と言うと、代筆してくれるのです。一方で、裁判所とか検察庁は、そういうところがあまり融通は利かないですね。代筆を頼んでも、

「ちょっとこれは、職員が代筆はできませんよ」なんて言われてしまうこともあります。

しかし、どの機関も、殊さら何か視覚障害者に対する配慮というのはしないというか、何もないという共通点があるかもしれませんね。こちら側で用意するしかないです。こちら側で補助者を連れていく、あとは資料を自分の力で点訳する、自分の頼んだボランティアに点訳してもらうなどです。自分で全部やるしかないという感じです。

(4) 接見に関する配慮

A 弁護士) 私の場合は、秘密接見でも事務員の付き添いを認めさせました。これは本当に大事なことです。最初は、だめだと言われましたので、裁判所と検察庁と話し合いをしました。その結果、私の場合には、事務員証を持った事務員を接見で同席することは許可しますということになりました。

事務員を連れていかないと何が困るのかというと、記録を見ながら接見ができないわけです。録音したものでやるということではできないから、記録を見ながら接見する必要がある場合に、事務員がいないと困るわけです。したがって、事務員の同席は認めてもらいました。

A 弁護士) 接見室に最初、点字のタイプライターを持ち込むことも問題になりましたが、許可してもらいました。手書きより、はるかにタイプライターのほうが早いですからね。

A 弁護士) 拘置所は、よく理解してくれました。私が1人で行ったときには、刑務官は誘導までしてくれましたし、事務員と行ったときは、当然、同席の秘密交通権を認めてくれました。非常に、そういう意味では配慮してくれました。事務員の方の同席が許可されたのは、拘置所のみならず鑑別所、警察署、留置場、すべてです。

接見の際、事務員証を持った事務員を接見で同席することは許可しますということだったので、事務員証を忘れてきたら絶対だめだということで、それはやはり、信頼関係ですからね。変なや

つを連れて入ったと言われなかったためにも、事務員証を確実に持たせましたね。

(5) 司法修習時における配慮

A 弁護士) これは民事、刑事問わずですが、まず、裁判所修習については、民裁4か月、刑裁4か月通して8か月間は、私をサポートするため専用に裁判所が若手の事務官をアシスタントとして配置してくれました。

弁護士修習の場合には、その修習担当の事務所が、常に外へ出るときも事務所内にいるときも、8時間～10時間、私とともに行動する事務員をパートで採用してくれました。

検察庁は、1つは、指導担当検事についている事務官というのがいるのですが、事務官が極力、私のサポートをしてくれました。もう1つは、あとき違法だとか何とか言われましたが、取調べ修習を私単独でやるのは、やはり問題になってくるということで、必ず複数で取調べをやろうということになりました。要するに、修習生2名で取調べ修習をやろうという形になりました。視覚障害があっても、取調べは十分できます。記録も修習生2名で組んで、私に読み聞かせをするとか、取調べした内容も視覚的な情報も含めて、修習性と二人三脚でやることで対応させたという工夫をしたわけですね。

6 刑事手続全体に関連する権利保障

1. 視覚障害と証拠の電子化

D 弁護士) 今、法制審議会で刑事手続のIT化という話が出ていて、議事録を確認すると、証拠の電子化というのも現実的になっていて、あらゆる場面を電子化というか、IT化する可能性を模索しているらしく、リモート接見やリモート弁録などいろいろ考えて、実現するかどうかは別として、検討を網羅的にやっているようなのですが、特に証拠の電子化というのは割と現実的にあるのではないかなという気もしています。証拠の電子化

がされたら、当事者だけではなくて、関係者全員、電磁的な証拠にアクセスできる状況にはあるでしょうから、視覚障害者にとっては情報保障が少し前進するのかな、というような気はしますよね。

2. 一連の障害者差別を解消する法律が制定されたことによる官庁関係の対応の変化

B 弁護士) 何かすごく変わったということはないような気がいたします。ただ、こちらが請求する上で、法的根拠ができたので請求しやすくなりました。例えば、国賠の裁判で、相手が人事院だったのですが、「書面が読めないの、そちらの書面を電子データで下さい」と言ったら、人事院の方から準備書面などを電子データで出してくれました。何というか、今まさに変わっているということはないのですが、要求すると対応してくれるような根拠はできたと、そんな実感ですね。

3. 手続的配慮に関する法制度化の必要性

B 弁護士) 刑事手続に関して、障害者に対する配慮というのを徹底させるためには、刑事訴訟法や民事訴訟法に、障害者などに対する手続的配慮を適切にしろという規定を入れないとだめなのではないかなという気がしますね。

というのは、障害者差別解消法の名宛人に、司法と立法は入っていないのです。ですから、理念的には、多分、裁判所も理解はしているはずですが、法的な立てつけで言うと、障害者差別解消法を根拠に何らかの配慮を要求するということができないのですね、現状。そう考えると、刑訴、民訴、または裁判所法などの中に、適切に障害者に対する配慮をしろ、しなければいけないという義務づけを置かなければいけないだろうと思います。

4. 点字を言語として法制度化すべきか

E さん) 点字は言語というよりは文字の感覚だと思っています。いわゆる平仮名、片仮名、漢字、

点字ぐらいの並びだと私は思っています。私たちが操っているのはあくまで日本語で、その中で点字という文字を使って情報のやり取りをしているという感覚があります。したがって、言語というよりは文字として認定して欲しいというところがあります。

D 弁護士) 言語というか、文字というかは、いずれにしても、法律で制定する必要性というのがあるのではないかなと思います。例えば、点字を文字にしますといったときに、大きく分けて義務づけなければいけないものが2つあると思っています。

1つは、情報を取得するのに、一番その情報を取得することができる方法の1つとして点字があって、点字を選択した場合に保障されるべきだという意味での点字の保障というのは重要だと思います。もう1つは、公式な文字として点字と墨字という日本語の文字が2つあるのだから、墨字で表記するものは点字で表記しようということ、少なくとも行政に義務づけるということは、仮に全ての方が点字を使えないとしても、点字でも表記しろということを経済として求めるということが必要ですね。

そのため、例えば、裁判員裁判の書類かどうかといったような、行政からの書類というのは全て点字をつけなければならないし、民間企業であっても、公的なものには少なくとも点字の案内を付して、求められれば点字の情報を交付しなければならないという義務を具体的に定めるということが必要なのではないかなと思っています。

5. 視覚障害者に対する対応マニュアル・方針等を警察や検察は用意しているのか

B 弁護士) 検察庁の接遇要領というものがあって、これは障害者に限定したものではないらしいのですが、多分、内部的な資料でしょうけど。そういうものの中に、障害者に対する接し方が書いてある可能性があるという聞いたことがあります。

あとは、障害者差別解消法の制定に合わせてつくられました、各省庁の対応要領というのがあるのですが、この中には、合理的な配慮に関する記述が一応あるのですが、これは本当にろくでもないものでして、例えば、車椅子の人には、高いところにあるものを手で取って渡してあげましょうとか、そういったことが書いてあるだけなので、何にも使えないものではありませんが、そういうものはありますね。

6. 視覚障害者に対する対応マニュアルの作成について

B 弁護士) 現状、警察庁・検察庁・裁判所において、被疑者・被告人に障害があった場合に、特に視覚障害があった場合に、どう対応するべきだというようなガイドラインないしマニュアルがないのではないかと思います。ですから、その作成を目指して、あるべき対応というのを目指して、何か提案ができたとすれば、それは社会的にも視覚障害者にとってもすごく意義があるものになるのではないかなと、勝手に思っております。

A 弁護士) 粗っぽく言えば、マニュアルはぜひつくるべきだと思います。そのときにできないこと、できることのうち、できないことイコール能力の問題ではなくて、それをどうフォローするかということで、私はマニュアルをつくるのが必要だと思っています。

C 弁護士) マニュアル作成について、実はちょっと微妙かもという気もしています。どんな配慮が必要かは、かなり個人差があると思うからです。障害に対する配慮の申出がある、あるいは申出が具体的になくても、配慮したほうがいいのかと思うようなきっかけがあれば、希望を聞くようにすべきだというのは、一律で言えるとは思いません。

例えば、弱視だと特にそうですけど、文字を拡大して渡せばいいと思っている方がかなり多いと思うのですが、決してそうではないです。私も拡大読書器を使って文字を拡大して文字を読むのですが、もともとの紙の文字を大きくされてしま

と、拡大読書器で一度に映る文字の数が少なくなってしまうと読みにくくなってしまいます。

他方で文字を見るときに、明るさが特に必要というわけではない方であれば、拡大文字のほうが読みやすい方もいらっしゃるので、マニュアルを作るときに、例えば、「弱視の人が来たら供述調書をA3で投射するようにする」みたいなマニュアル化が仮に出てきたとして、それはあまりありがたないです。かなり個別性が高い話だと思うので、マニュアルにできない部分が結構あるかとも思いました。

一応、法務省だと対応要領なども作ってはいて、裁判所も対応要領を作成はしています。しかし、みんな見ているのかなと思う瞬間はあります。それ以上に、具体的なマニュアルというよりも、事例集みたいなイメージですかね。こういう方にこういう対応をしたことがあるというのを、他でも共有するのが大事かなという気はします。

D 弁護士) なかなかマニュアル化してしまうと柔軟な対応って難しくなります。本人のためになると思ったことが、なかなか本人と違うニーズになってしまう場合があります。例えば、私の場合だと、パソコンの音声にすごく慣れているので、パソコンのデータで欲しいということになりますけど、そうではなくて、人に読んで欲しいとか、点字で欲しいとか、いろんな方法を求めてくる人がきつといて、それぞれがやはり必要としている合理的配慮はそれぞれだと思いますね。

ただ、何か一般的な、それも踏まえて何か一例ではないということをしつこく言うようなマニュアルであればいいような気はします。例えば、どういうところに相談できるのかといった形で、点字の資料がどうしても必要になったら、ここに連絡したら手配できますとか、こういうカメラが使えますみたいな、こういうツールの選択肢がありますということだけを文書化するのであればいいのかなと思います。

7 おわりに

人は、情報収集の約80%を視覚に頼っているため、視覚障害は情報収集において非常に大きな不利益となる⁵⁾。今回のインタビューでも各人から語られたように、視覚障害者が刑事手続に関与した場合、被害者、被疑者・被告人、裁判員（裁判員候補者も含む）、弁護士といった各立場において、情報を収集する際さまざまな不利益を被ることが示唆された。こういった問題を解決するためには、弁護人立会権、取調べの可視化（録音・録画）、補助者の付添い、刑事手続のIT化、法制度の拡充、対応マニュアルの作成といったことが視覚障害者の権利保障のために必要となってくることが明らかとなった。

また、一口に視覚障害といっても、例えば、全盲なのか、弱視なのか、先天性の視覚障害なのか、中途の視覚障害なのか、点字で読み書きができるのかなど、その障害の程度や状況は人によって違いがある。したがって、視覚障害者を一括りにした画一的な権利保障の提言ではなく、障害の程度や状況によって個別に対応できるような合理的配慮を考える必要もある。今後は以上を中心に、ノーマライゼーションの進展を促す提言を進めていく次第である。

現在、視覚に障害がない場合であっても、あるとき自覚症状がないまま病気が進行し、気づいたときには視覚に障害を負っていたということも考えられる。また、ある日突然、不慮の事故により視覚に障害を負う可能性も排斥できない。つまり、本共同研究で取り組んでいる研究は、すべての人にとってかわってくる重要な権利保障に関する提言となる。

誰でも視覚に障害を持ちうる可能性を念頭に置き、国全体で取り組んでいかなければならない課題の1つとして、今後の研究の進展が期待されうる。

5) 松井奈美編『同行援護ハンドブック 視覚障害者の外出を安全に支援するために [第3版]』（日本医療企画、2018年）47頁。

研究資料 刑事手続における視覚障害者の権利保障

第3部 視覚障害者の権利保障のために——多角的な検討——

弁護士 板原 愛
甲南大学法学部学生 堀田零生
関西学院大学法学部教授 山田直子

1 当事者の参加及び当事者との建設的対話の重要性

弁護士 板原 愛

今後、刑事手続に関与する視覚障害者等の障害者に対する配慮について、刑事手続を担う警察、検察、裁判所及び弁護士が検討を進め、規則、マニュアル、ガイドライン等を、より良いものへと整備していく必要があることは言うまでもない。

この点については、インタビューにおいても述べられていた通り、多数かつ障害特性の異なる障害当事者や、日ごろから障害者の支援を実施し、障害に関する研究を行うなどしている当事者団体、当事者弁護士、研究者等の意見を聞きながら、当事者参加の下で整備を進めることが重要である。また、現場における処遇や配慮に当たっては、画一的、硬直的な対応に終始する事のないよう、対象となっている障害当事者との建設的対話が重要であることが、刑事手続に関連して障害当事者と接する可能性のある全ての部門及び担当者に周知される必要があると考える。

まず、前者について、インタビューでも語られている通り、視覚障害者への適切な配慮のあり方は、その当事者の障害特性や、その時々にな置かれている環境によって大きく異なり得るものであり、一律に配慮のあり方を規定するようなものであってはならず、実態に即し、現場で使えるようなものでなければならぬため、視覚障害等の障害のある当事者が刑事手続に関与する場合を想定し、警察、検察庁、

裁判所、弁護士会等の関係各所が、職員の研修を実施したり、規則、マニュアル、ガイドライン等の整備を行ったりするにあたっては、その企画当初から障害者団体、障害当事者弁護士、研究者等に広く意見を求め、定期的に情報交換の場を設けるなどして、その内容が実態に即し、必要十分なものとなるために適切な措置を講じることが重要である。

また、企画段階にとどまらず、それらを運用するにあたって、定期的に当事者らの意見を聞き、必要に応じて変更を加えることも重要である。

次に、後者について、マニュアルやガイドラインの作成に当たって、具体例を取り上げて、望ましい配慮について解説することが考えられるが、例えば視覚障害者でも、その見え方、情報の得方は、人によって大きく異なり得るものであることから、文字を拡大すればよい、朗読すればよい等、特定の配慮が常に適当であるような誤解を生じないように注意する必要がある。

また、近年、障害のある人への差別解消に関するマニュアルやガイドラインにおいて、「障害のある人への差別に当たらない例」や、「過重な負担に当たると合理的配慮義務を負わない例」が盛り込まれるケースがある。このような例を挙げることは、本来、個別具体的に判断されるべき「例外」を、あたかも常に認められるかのような誤解を与えるものであり、現場における拡大解釈を招く危険性、当事者との建設的対話が軽視される危険性等もあるため望ましくない。

例えば、書面の点字での交付を求められた際に、

点訳には費用と時間を要し、時間的余裕がない場合には点訳に替えて朗読をすれば足りるというマニュアルが作成されるかもしれない。しかし、どのような手続のための書面を対象としているのか、提供主体の規模がどの程度か、時間的制約がどの程度か等、種々の事情を考慮し、当事者との建設的対話を実施した結果として、朗読を行えば足りる場合もあるかもしれないが、的確な情報伝達の観点から点訳が必要な場合もあり得るところであり、上述のようなマニュアルを定めることによって、現場では個別的な事情や建設的対話が不十分なまま、点訳を実施せず、朗読で済ませるという運用が広がりかねないため不適切である。

一方、過去に実施した配慮の事例を、障害特性等の具体的な事情をも踏まえる形で記載したり、サポートを依頼することのできる専門機関を明示したりしつつ、当事者との建設的対話の重要性や、対話の実施事例についても十分に盛り込んだ資料を、当事者参加の下作成し、広く周知することは有益であると思料する。

この度実施していただいたインタビュー調査は、以上に述べた当事者参加、建設的対話の必要性を示すものとして、また、当事者の声、当事者を知る者の声を記すものとして、今後の刑事手続のあり方の検討に資するものとする。

2 視覚障害者と事実認定における課題 ～模擬裁判員裁判を経て～

甲南大学法学部学生 堀田零生

1. はじめに

私は生まれつきの全盲で、光覚もない。幼稚園から中学校まで全て地域の学校で過ごし、中学生のころに法律を使った仕事がしたいと思い、弁護士を志した。さまざまな寄り道を重ねながら、現在は甲南大学法学部で法律の勉学に励んでいる。現在4年生である（2023年6月末現在）。私が3年次に選択したゼミの研究テーマは刑事訴訟法であり、判例研究

と模擬裁判を通して、刑事手続の実態と課題を学んだ。

模擬裁判では被告人が無罪を争う殺人事件を題材として、裁判員裁判を開催した。私は裁判長の役を担当させてもらい、公判前整理手続きから公判手続きまでの訴訟指揮を担った。

本稿は、全盲である私が模擬裁判とはいえ裁判長という立場で訴訟指揮を担当した経験から、実際に自分が、あるいは視覚障害者が裁判官という立場で刑事手続に関わる場合に、どのようなことが問題になりうるかを検討するものである。

2. 模擬裁判の内容

(1) 事案

ある村で開催された村人同士の懇親会で、トリカブトを用いた料理が提供され、その調理を担当した被告人が殺人罪で起訴された。被害者は計6名で全員女性である。被害状況は、被告人の妻及び被告人の不倫相手を含む3名が死亡、事件前に被告人とトラブルになった村人2名を含む3名が重軽傷というものであった。

本来その懇親会の料理は、村の名産であったニンソウを用いる予定で、男性陣には天ぷら、女性陣にはおひたしが提供される予定であった。そして調理は事前に被告人が担当することが決まっていた。そして、おひたしに用いるはずのニンソウがトリカブトにすり替えられていたために、トリカブトのおひたしを口にしてしまった女性ばかりが被害に遭ってしまったのである。

(2) 争点とそれぞれの証拠

被告人と弁護人は無罪を主張し、被告人の犯人性が主要な争点となった。第三者の犯行関与可能性が最も激しく争われることとなった。

第三者の犯行関与可能性とは、事前に下処理をして保管していたニンソウが被告人以外の何者かによってトリカブトへすり替えられたのではないかというものである。その証拠として、被告人が不在にしているはずの被告人宅に何者かが居たという事実

を推認させる記録映像が提出され、それを目撃した者の証人尋問が請求された。これについては、裁判長が視覚障害者という特殊な立場であるという問題点も絡むため、後ほど詳述する。

3. 事実認定者が視覚障害を有する場合の問題点

刑事手続きのさまざまな場面で視覚障害者が関わる方法について種々の課題が考えられるが、ここでは事実認定者が視覚障害者である場合の問題点について、筆者の感じた問題点を大きく2つ取り上げたい。

(1) 記録映像について

まず、記録映像の確認である。本件では、本来被告人が不在にしているはずの被告人宅へ、宅配の配達員が配達をしたとき、被告人宅から女性らしき人が出てきて荷物を受け取ったという主張が弁護側からなされた。それを立証するため、当該配達員の証人尋問が請求され（弁護側証人）、加えて被告人宅の斜め向かいに位置する民家の駐車場に止められた車のドライブレコーダーの映像が提出された。映像の内容としては、証人が証言したように配達員が荷物を被告人宅へ運んだとき、家の門扉からある人物が現れ、荷物を受け取ってその中に再び戻って行ったというものである。

この事実が認定されれば、懇親会前日から被告人宅に保管されていたニンソウに、被告人以外の何者かが細工できた可能性が生まれ、被告人しかニンソウに触ることができなかったのだからトリカブトにすり替えたのは被告人しかいないという検察側の主張が、崩れることになる。つまり、事実認定者である裁判官はこの事実の認定にとりわけ慎重を期すべきであるといえる。

この事実を立証するためにこれら2つの証拠が用いられるとき、事実認定者は証人が嘘を言っていないか、そしてその内容に矛盾や虚偽が無いかを映像を基に判断することになると考えられる。このとき、視覚障害という特性が問題となる。証人の態度やしぐさから虚偽を見抜くことができない、という問題

点もあるかもしれないが、それは健常者であっても特別な技能と位置付けられることからここでは触れない。問題は、記録映像の確認という作業である。健常者、とりわけ目の見える者（以下晴眼者）であれば、誰でも自ら有する五感を用いて映像の内容を確認することができる。

しかし、視覚障害を有している場合はどうか。証人尋問に関しては尋問者と証人のやり取り、言葉遣いなどから心証を形成することは可能である。しかし、記録映像の場合、それを直接見ることはできない。この映像の内容を知るには、証拠調べ請求をした者の説明を聞くか、陪席裁判官や裁判所書記官など、自分以外の誰かからの説明を受ける他はない。これは真に自由心証を形成し、証拠による事実の認定ができたといえるのだろうか。

本模擬裁判では、本映像に添付された説明書に検察側が同意したこと、配達員の証人尋問で十分な心証が得られたと判断したため問題とはしなかったが、実際に映像だけしかない証拠もありうる。その場合に事実認定者がどのようにその映像から心証を形成し、それをどのようにして他人の説明を介在させずに証拠として用いるか、裁判官であれ裁判員であれ、問題になると考えられる。

(2) 証拠書類について

次に、証拠書類についてである。本件では被害者が6人を超え、事件関係者も多く検察側から請求された書証の数は80通を超えた。

本模擬裁判においてはゼミの研究活動の一環であること等から配慮をしてもらい、全て大本のPDFデータやWordデータなど各種書類のデータを提供してもらうことで対応した。しかし、実務では紙の書類がそのまま渡され、その内容を実際に把握できないまま訴訟が進行する可能性が考えられる。事前にデータで証拠資料を提出してもらい、事前に認識した上で公判に臨むということは、予断排除の原則から許されない。この点をどのように解決していくかが重要である。

また、調書の中には写真も多く含まれていた（実

況見分調書等)。紙の資料については全て読み上げてもらうという方法も考えられなくはないが、写真については上述した記録映像の確認と類似した問題が生じる。つまり、その内容を事実認定者である裁判官がどのように確認し、心証を形成していくのかということである。

本模擬裁判では写真に写っている物が争点に直接関連するということはなかったため問題にならなかった。また、あるノートや日記などの文字情報を主とする写真についてはその内容を読み上げてもらうことで対応した。

(3) 総括

これらの課題を踏まえると、視覚障害者が刑事手続に関わる時、とりわけ事実認定者として関わる時には、証拠資料の扱いに多くの課題が残されているということがわかる。

これを解消していくためには、証拠資料、とりわけ証拠書類のデータ化というのはもちろん進めるべきであるし、それが紙をスキャナーで読み取っただけの画像データではなく、画面読み上げソフトで判読可能なデータの提供が認められることが重要である。一方で記録映像や写真の扱いに関しては、法的な問題も多く山積していると思われるため、今後の検討が必要だろう。

4. おわりに

この研究は、開始してまだ間もない。そして筆者自身、刑事訴訟法をはじめ法律の勉強はまだまだ不十分である。今後、上述した課題やここに書ききれなかった課題についても、それがどのような問題で、法的になぜ問題となっていて、それを解決するための具体的な方法があるか、そしてそれは法的に説明できる方法なのか、それに対処するためには立法以外の方法は考えられないのかといったことなどを、自分なりに分析し、この研究に寄与できるように

したい。特に、事実認定者として視覚障害者が刑事手続に関わる際の問題は、今後の視覚障害者のキャリア選択にもつながる問題である。裁判員に選任された場合や、法曹として裁判官は務まらないのかといった問題につながる。この問題によって、今後の視覚障害者の権利や自由が、さらに広がることを願う。

3 イギリスにおける警察官識別プロトコル (Visual Impairment Protocol)

関西学院大学法学部教授 山田直子

1965年人種関係法 (Race Relations Act 1965) 成立以後、イギリスにおいて属性ごとに別々に定められていた差別禁止法は、2010年平等法 (Equality Act 2010) により整理・統合された。同法は4条で年齢、人種、性別や信仰等と並んで障害の有無によって差別されないことを明言しているほか、6条で「障害(者)」とは、ある者が「身体的または精神的インペアメント (impairment)」をもち、かつ当該インペアメントが「普通の日常活動を行う能力に重大かつ長期的な悪影響を及ぼしている」場合にこれにあたりと定義づけている。また、同法は警察などの法執行機関を含む公的機関に対しても合理的調整 (reasonable adjustments) を行う義務を課している (但し、何らかの調整を行うことが法律で禁じられているような場合は除外される)¹⁾。

現在、イギリスでは200万人以上が何らかの視覚に関する問題を抱えており、2020年度末の段階でそのうちの27万人以上が重度視覚障害者 (severely sight impaired, 失明者) または視覚障害者 (sight impaired, 弱視者) として登録 (register) し、税金控除や様々な社会福祉サービスを受けている²⁾。同国の代表的な視覚障害者支援団体であるRNIB (The Royal National Institute of Blind People, 英国王立

1) 2010年平等法が規制する「禁止行為」のうち特に重要な直接差別、起因差別、間接差別、合理的調整義務の不履行の4概念を明確化するものとして、川島聡「英国平等法における障害差別禁止と日本への示唆」法政大学大原社会問題研究所雑誌641号、28-43(2012)。

盲人協会)³⁾は、視覚障害者数は高齢化に伴って増加し続け、失明に関連する根本的な基本因子に変化がなければ2050年までに英国全土で視覚障害者は400万人以上にのぼるだろうと予想している⁴⁾。

このように今後増加が見込まれる視覚障害者は、その障害の特性から、犯罪や犯人の識別情報を提供しにくい場合がある。それゆえに家の内外を問わず犯罪の被害者となることや、被害者となっても通報を諦めてしまう場合が少なくないことが明らかとなってきた⁵⁾。さらに問題なのは、視覚障害者には、「私は警察官です。ドアを開けてください」と名乗ってドアの外にいる者が本物の警察官なのか、それとも警察官を装って家に入り込もうとしている犯罪者なのかの判断が非常に困難だという点である。

これについて、非常にシンプルでありながら有効な新しいプロトコルが2020年に公表された⁶⁾。きっかけは、ひとりの視覚障害者からの訴えだった。「点字の身分証明書を持っていない警察官が自宅を訪問してきたので家に入れたが、それは大きなリスクがあることで、私は家に入れるべきではなかった」と、彼女はハンプシャー警察に制度の見直しを求めたのだ。訴えを受けたハンプシャー警察はウェストヨークシャー警察と合同で視覚障害者やその介護者が誰でも利用できる、警察官識別プロトコル (Visual Impairments Protocol) を開発した。プロトコルは以下の通りである。①警察の助けが必要な者は、犯

罪やその他の事件を報告するために緊急の場合は999コール (日本の110番にあたる) を、また緊急でない場合は101コールのいずれかに連絡を入れる。連絡手段としては、電話、テキストメッセージ、タイプトーク (チャットツール) が利用できる。緊急でない場合は101LiveChat (所轄警察直通のチャットツール) も利用できる。②上記のいずれかを通じて警察官と連絡できたら、通報者は自分が視覚障害者であると告げる。③警察官は通報者に対してログ番号を与え、通報者に任意のワнтаイムパスワードを選択するように求める。このワнтаイムパスワードは警察から通報者宅に派遣される際に警察官に伝えられる。従って、警察官が「本物」であれば、その者はログ番号とワнтаイムパスワードのどちらも通報者と共有できていることになる。④警察官が通報者宅に到着したら、通報者はドアを閉めたまま警察官に対してワнтаイムパスワードを尋ねる。⑤警察官が正しいワнтаイムパスワードを伝えた場合にはドアを開けてもいいが、もしも間違ったワнтаイムパスワードを伝えたり、または何も伝えようとしない場合には、通報者はドアを閉めたまま緊急時用の999コールを通じて偽物の警察官を発見するために警察の即時出動を依頼する。なお、その際も上記③から⑤を必要に応じて繰り返す。なお、警察官が防犯に関する助言や捜査の一環で個別訪問を行なっている場合にも同様のプロトコルでログ番号を用いて身分確認を行う⁷⁾。

- 2) NHS Digital (2021) Registered Blind and Partially Sighted People—England, Year ending 31 March 2020. <https://digital.nhs.uk/data-and-information/publications/statistical/registered-blind-and-partially-sighted-people/registered-blind-and-partially-sighted-people-england-2019-20>. 登録には医師による診断等の所定の手続を経ることが必要である。登録申請するか否かは任意である。
- 3) RNIB をはじめとするイギリスの視覚障害者支援団体・施設についての詳細な報告として、三浦久美「イギリスの視覚障害児・者に対する多様な生活支援の実情と支援者の関わりについて」平成30年度社会福祉士・精神保健福祉士海外研修・調査事業報告書【三浦抜粋版】、公益社団法人社会福祉振興・試験センター (2019)。
- 4) RNIB, Key information and statistics on sight loss in the UK, <https://www.rnib.org.uk/professionals/health-social-care-education-professionals/knowledge-and-research-hub/key-information-and-statistics-on-sight-loss-in-the-uk/>
- 5) 英国の視覚障害者の12人にひとりが家庭内暴力の被害者または虐待のサバイバーであるという2022年に公表された調査結果は社会に大きな波紋を呼んだ。Vision Foundation, The Unseen blind and partially sighted people's experiences of domestic abuse. <https://visionfoundation.org.uk/our-impact/research-and-campaigns/the-unseen/>
- 6) BBC NEWS, Blind woman's campaign leads to police ID scheme launch, 2020.09.29, <https://www.bbc.com/news/uk-england-hampshire-54337929>

ナショナル・インクルージョン・ウィークにあわせて2020年9月29日からハンプシャー警察、ウェストヨークシャー警察、テムズバレー警察の管轄地域で施行が開始された警察官識別プロトコルは、順次その適用範囲が拡大されている。本研究の調査の過程で、我が国でも同様の問題の発生が確認されている⁸⁾。類似制度の早期導入が期待される。

-
- 7) West Yorkshire Police, Visual Impairments Protocol, <https://www.westyorkshire.police.uk/advice/our-services/accessible-information/visual-impairments-protocol/visual-impairments-protocol>
- 8) 韓国の動向を踏まえ、我が国の刑事司法手続における視覚障害者の権利保障や合理的配慮の在り方につき検討する先駆的論稿として、安部祥太「視覚障害者に関する刑事政策上の課題」法と政治、72巻3号85-124頁(2021)。